

オルデンブルクの共有地分割と農地開発

藤 田 幸 一 郎

目 次

1. オルデンブルクの土地利用	1
2. オルデンブルク高燥地の農業と定住様式	2
3. 開墾地による下層農民の形成	9
4. 共有地開墾をめぐる対立	13
5. 1806年の共有地分割令	17
6. オルデンブルク高燥地における共有地分割と農地開発	19
7. ミュンスター高燥地におけるマルク分割と農地開発	25
結びにかえて	31

1. オルデンブルクの土地利用

近代ドイツにおいて最も多くの未墾地が開拓されたのは、すでに別稿で明らかにしたように、西北ドイツであった¹⁾。小論では、西北ドイツのうちとくにヴェーザー川とエムス川の間に位置するオルデンブルクをとりあげて、19世紀にこの地域で大規模におこなわれた農地開発とその意義を検討してみたい。近代のオルデンブルクは、政治領域的にはドイツの他の諸邦と同じくかなり大きな変動を経験したが、ここではさしあたってナポレオン戦争後1917年まで独立の領邦として存続したオルデンブルク大公国 Großherzogtum Oldenburg を指すことをことわっておきたい²⁾。

オルデンブルクを含む西北ドイツの農地開発を把握するための前提として、何よりもまず自然地理的、土壌学的な地域区分が不可欠である。西北ドイツは一般に海岸地帯と河川流域の低湿地 (Marsch)、内陸部の高燥地 (Geest) および湿原 (Moor) の3種類に区分され、オルデンブルクも北海沿岸とヴェーザー川流域の低湿地、内陸部の高燥地および湿原の3地域に分けられる。西北ドイツほどこうした自然地理的条件の相違によって地域内農業の性格が変化に富むところは、ドイツではほかに見あたらないといってさしつかえない。そこで、これら3種類の地域の特徴を主にフォイクトとレッシュマンの土壌学的分類³⁾にしたがって、簡単に示しておこう。

1) 低湿地 (Marsch)

低湿地帯は北海または河川の近辺に位置し、海岸低湿地、塩水と淡水が混ざり合った汽水低湿地、河川低湿地、湿原が粘土におおわれた粘土質の低湿地 (Moormarsch) の四種類に分類される。このうち、大きな面積を占め、農地として重要であるのは、海岸低湿地と河川低湿地である。海岸低湿地の多くは堤防によって保護された北海沿岸の干拓地であり、未熟な低湿地は塩分を含み、ときには潮をかぶることもあるが、それは低湿地全体の面積の1割にも満たない。大半は水分の多い、重い、比較的有機質に富む土壌からなり、耕地、牧草地のいずれにも利用しうが、重い土壌ほど耕作地には向かず、牧草地として利用される。したがって、この地域は牧畜が農業において大きな比重を占める。他方、淡水の河川低湿地はさらに土壌が重く、耕作にはあまり適さないため、主に牧草地として利用される。一般には、低湿地は西北ドイツで最も肥沃な土地であり、牧牛、酪農を中心とする商業的畜産経営が農業において優位を占める。

2) 高燥地 (Geest)

内陸の比較的高い台地に位置し、乾燥した砂地は耕地として利用可能である。農地としての利用は、基本的に地下水位によって左右され、降雨の少ない秋に地下水が下がり、湿潤な春に上がるが、高水位のため過湿な場所は牧草地に利用される。また、砂丘状の地域も少なくはなく、いわゆる「ハイデ」(Heide) として知られる。背丈の低いハイデ植生の残滓が分解し、降雨によって土中に浸透すると、有機酸が形成され、表層土全体が酸化し、この過程で酸化された鉄、マン

ガン、アルミニウムなどの土壌無機物が地下湧水によって洗い流され、やせた土地となる。また、下層に沈殿した無機化合物は地下50cm-1 mの深さの位置に濃縮・固形化される。これを「ポドソル化」という。ポドソル土壌では、栄養分が流出してしまっているため、そのままでは農地に利用することができず、耕作には施肥が不可欠となる。そのため、古くより森林の有機表層土が大量に穀作用肥料として用いられ、高燥地特有の農法が定着した。有機質に富んだ表層土を森林から奪い続けたことが森林破壊をひきおこし、その結果として今日のリューネブルガー・ハイデなど多くのハイデが西北ドイツに広がったというのは、ほぼ定説となっているといわれてよい⁴⁾。

3) 湿原 (Moor)

湿原は、内陸部の比較的標高の高い丘陵地に位置する。大きく分けて低層湿原と高層湿原の2種類があり、前者は主に河川沿いに葦、ハンノキなどが繁る湿地、後者は丘陵に広がる泥炭地であり⁵⁾、大部分は高層湿原に属する。西北ドイツの比較的降雨量が多く、寒冷な気候のもとで、ミズゴケなどの植物が堆積して泥炭地が形成された。湿原は強い酸性土壌のため、耕地にはほとんど利用できず、牧草地としても利用価値が低いため、ほとんど利用されることなく未墾地として放置されてきた。

オルデンブルクにおけるこれら3種類の土地が人間によってどのように利用されていたかを示したのが図1であり、ここからおおよそ次のことが確認されよう。

- 1) 低湿地 — 多くは牧草地として利用されており、一部は耕地にも利用される。
- 2) 高燥地 — 大部分は南部の未開発のハイデからなり、一部は耕地として利用されている。
- 3) 湿原 — ほとんどは未開発地として残されている。

だが、こうしたオルデンブルクの農村景観も、19世紀には農地開発によって大きな変貌をとげた。残念ながら19世紀前半については統計がないため、具体的な数値は知りえないが、19世紀後半以降については、表1に示されているように、未墾地の著しい減少、高燥地における耕地の増加が確認される。小論では、こうした変化をもたらした農地開発の歴史を明らかにしてみたい。

2. オルデンブルク高燥地の農業と定住様式

近代にオルデンブルクの農地開発の対象とされた土地は、上述のような未墾のハイデまたは湿原であったが、それらはすでに中世から農民の「共有地」Gemeinheitまたは「マルク」Markとして利用されていた。その利用形態は、ドイツに広く見られる三圃制農業とは異なっており、西北ドイツ高燥地固有の農業生産および定住様式と密接なかわりをもっていた。この点について、若干の説明をくわえておく必要がある。

図1に見られるように、ハイデは広義の高燥地帯に含まれ、湿原は多くの場合高燥地に隣接し

図 1 オルデンプルクの土地利用



資料 : Hirichs, Krämer und Reinders, Wirtschaft des Landes Oldenburg in vorindustrieller Zeit, Oldenburg 1988.

表1 オルデンブルクの土地利用の変化 (%)

年	低湿地	高燥耕地	採草地	森林	未墾地	道路、河川 湖沼
1861	19.2	19.4	8.8	6.1	46.6	0.3
1866	18.8	18.4	8.6	5.9	45.4	3.0
1876	18.8	19.1	8.7	5.9	44.1	3.3
1887	18.6	21.1	9.2	6.6	39.6	3.7
1894	18.7	21.8	9.5	7.5	38.2	3.8
1905	18.8	23.8	10.5	8.7	34.1	4.1
1910	18.9	24.9	11.6	9.0	31.5	4.1

資料：1861年 — K.G. Böse, Das Großherzogthum Oldenburg, Oldenburg 1863.

1866, 76, 87年 — Paul Kollmann, Das Herzogtum Oldenburg in seiner wirtschaftlichen Entwicklung, Oldenburg 1878, 1893.

1894年 — P. Kollmann, Beschreibung der Gemeinden des Herzogtums Oldenburg, Oldenburg 1897.

1905, 1910年 — Statistisches Handbuch für das Großherzogtum Oldenburg, Teil I. hrsg. v. Grshrzgl. Stat. Landesamt, Oldenburg 1913.

ていたので、これを共有地として利用していたのは主として高燥地の耕作農民であった。主に乾いた砂地からなる高燥地ではライ麦生産が可能であったが、その土壤は肥沃ではなく、三圃制農業には不向きであり、独特な農法とこれにもとづく農民集落が形成されていた。

この地域の農業と定住の歴史については、マイツェンの孤立農圃制にかんする古典的研究⁶⁾が著名であるが、彼の古典学説はその後あらわれたスヴァルト F. Swart、マルティニー R. Martiny、パーゼン C. Baasen、リーベンハウゼン H. Riepenhausen ら⁷⁾の一連の研究によって完全に克服されたといつてよい。マイツェンは、西北ドイツで見られる孤立農圃制のケルト人起源説を提唱し、古ザクセン人が支配した他のドイツ諸地域の定住様式がいわゆる「耕区」Gewann を備えた集村であったのに対して、ヴェストファーレンとニーダーラインを含む西北ドイツの孤立農圃制は古ケルト人によってつくられた彼ら独自の定住様式であり、しかもこれはフランスのロワール川からピレネーまでの地域、スコットランド、ウェールズ、アイルランド、マン島、イングランド北部にも共通するケルト人起源の定住様式とみなした。この学説はイギリス農業史にかんする古典として知られるグレイ H. L. Gray の『イギリス耕地制度』⁸⁾の考え方と似通っており、アイルランド、スコットランド、ウェールズおよびイングランド北部の耕地制度の起源をケルト人に求めるグレイの見解は、今日でもイギリス農業史研究者に少なからぬ影響力を持ち続けているように見えるが、すくなくともドイツにかんしては孤立農圃制の起源をケルト的定住様式に求める見解は今日では完全に否定されているといつてよい。マイツェンは、西北ドイツの低湿地や高燥地に見られる集村制は例外的存在で、支配的定住様式は孤立農圃制であると

みなしたが、低湿地については1910年に公刊されたスヴァルトのオストフリースラント史研究がこれを否定し、高燥地についてはヴェストファーレンについてのマルティニーの研究とオルデンブルク中部のアマーラント地域 Ammerland の定住史にかんするパーゼンの研究がマイツェン説を完全に覆した。

19世紀以前、オルデンブルク高燥地で支配的だった耕地形態は「エッシュ」 Esch といわれる共同耕地であったことはよく知られているが、マルティニーによれば、エッシュの場所は土壌の性質によって限定され、村の領域内で最も高い場所に位置し、最古の農民の屋敷は直接エッシュに接していた。それはたいてい円形をなしていたが、不規則な形をなすことも多く、通常大きな直径1-2 kmの広がりを持ち、そこにはさまざまな農民が土地の持ち分をたいてい細長い地条形態で保有していた⁹⁾。また、パーゼンによれば、エッシュは小高い砂地の丘の上に形成された。ただし、リューネブルガー・ハイデのような粗い砂からなる風化した土壌はやせており、耕地には適さなかったから、こうしたハイデ地域ではエッシュの場所として粘土に近いような砂地が選ばれた。その場合でも、耕地は高いところであって、地下水の直接的影響を免れていた。つまり、土壌の過湿による作物への悪影響を避けるために、こうした高い場所が耕地として選ばれたのである¹⁰⁾。これは低湿地帯でも似通っており、スヴァルトによれば北海沿岸や河川流域の集落は水害を避けるために、同じように小高い丘の上につくられた¹¹⁾。

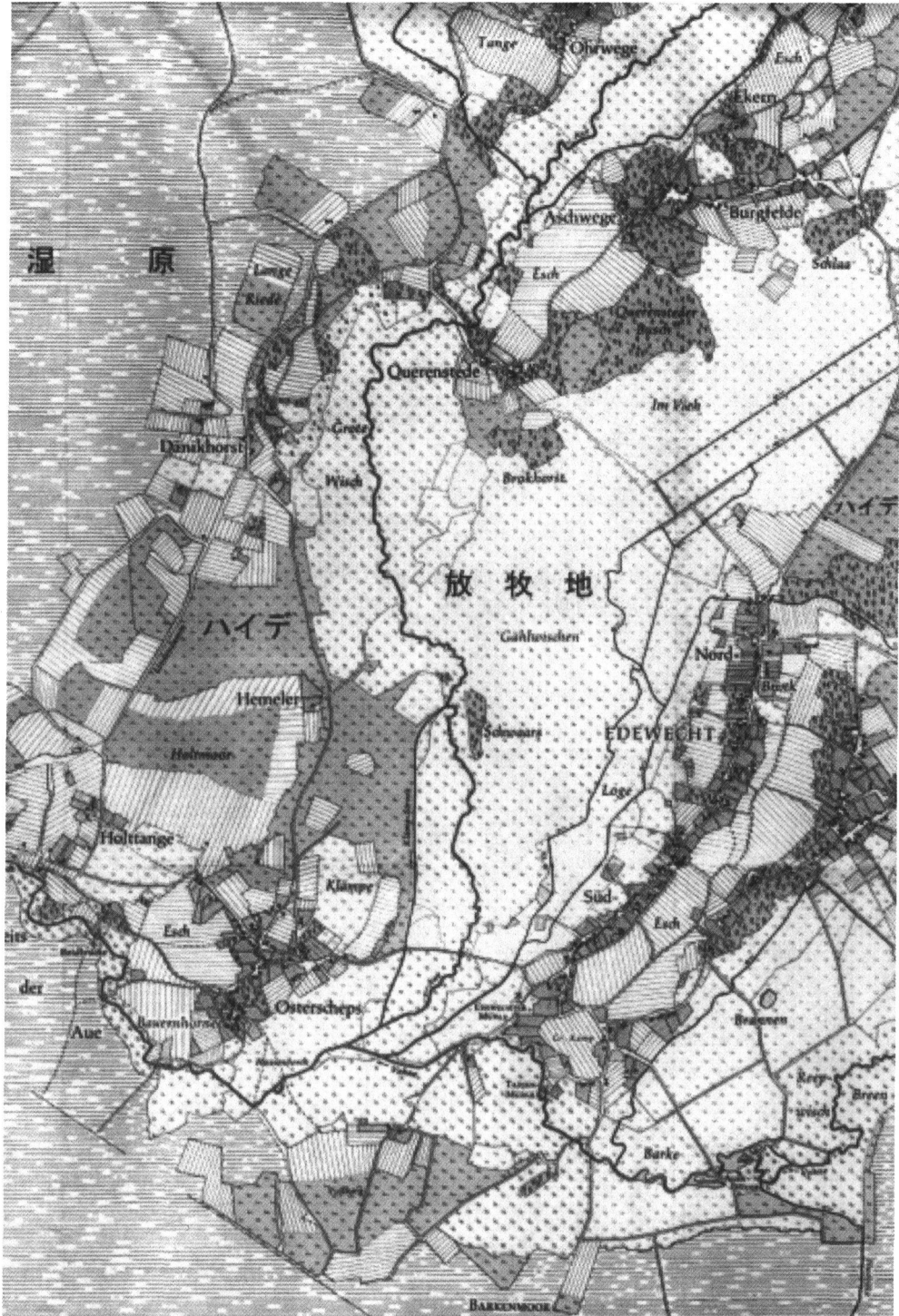
エッシュは三圃制耕地と同様に耕地強制に服し、農民の持ち分は細長い地条の形態でエッシュのなかに分散していた。だが、三圃制とは異なって、一定の休閒期間をとまなう穀物輪作はおこなわれず、「永久栽培」といわれるライ麦の連作がおこなわれた。したがって、エッシュに休閒地は存在せず、休閒地への共同放牧もなかった。そのかわり、農民は毎年施肥をおこなわなければならない、肥料として草の生えた表土を周辺の湿原、ハイデから切り取って、厩舎に搬入してその床に敷き、後に家畜の糞尿とともにライ麦畑に撒いた。この肥料用土＝「芝土」 Plagge を森林から採取したために、森林が荒廃し、ドイツ最大のハイデとして知られるリューネブルガー・ハイデが生まれたというのは、定説となっているといつてよい。また、この芝土の搬入と堆積によってライ麦畑は毎年のように隆起し、その堆積土の厚さは1メートルにも達する場合があったといわれ、人工的につくりあげられたエッシュの土壌は自然に存在する土壌とは異なる性質を獲得した。したがって、湿原とハイデはエッシュのライ麦栽培には不可欠であり、高燥地農業を支える補助用地として重要な役割をはたしていた。

だが、高燥地の農業はエッシュに限られてはいなかった。このほかに「キャンプ」 Kamp と呼ばれる耕地形態が存在した。これは共同耕地をなすエッシュの外側に位置し、一般に方形をなし、耕地強制から自由な農業経営がおこなわれた。マイツェンがオルデンブルク農業においては孤立農圃制が支配的であり、共同耕地は例外的であると誤認したのも、この「キャンプ」が多数存在していたためである。キャンプは共同体農民が共有地に個人的に開墾した農地であり、そうした土地は耕地であれ、牧草地であれ、いずれもキャンプと呼ばれるが、オルデンブルクのキャンプはエッシュ

に比べて土壌がやせているために、ライ麦栽培はほとんどおこなわれず、エン麦を中心とする夏麦栽培がおこなわれた。パーゼンによれば、アマーラント地域のカンブはエッシュよりも価値が低く、租税評価においても低く評価され、水分の多い低い場所にあった。また、カンブはしばしばハイデにもあったが、農民はハイデを農地にするには大変な苦勞を強いられたという¹²⁾。いずれにしても、カンブは共有地あるいは共有マルクから占取され、エッシュより低い場所に位置する農地だった。エッシュが耕地強制に服する共同耕地、カンブがそれから自由な独立農地であるという点で、両者の関係はスコットランドのいわゆる「内畑・外畑制」infield-outfield system に似ているといえよう。スコットランドの内畑・外畑制の場合は、内畑で大麦やオート麦が三圃制的輪作方式によって栽培されたが、ここにも休閑地はみられず、毎年穀物の連作がおこなわれ、共同耕地制が成立していたという点で西北ドイツのエッシュに似ていた。他方、外畑では穀物栽培と牧草地が周期的にくりかえされる穀草式農法が一般的であり、共同耕地も耕地強制も存在しなかったといわれ¹³⁾、基本的にカンブと共通する性格をもっていた。スコットランド、ウェールズ、アイルランドを中心とする内畑・外畑制と、西北ドイツのエッシュ・カンブ制とのこうした類似性を考慮するとき、マイツェンがこれを同じケルト起源の耕地制度とみなしたのも、あながち的外れではない。土壌が肥沃でなく、穀物栽培に恵まれていないという共通の自然条件のもとで、両地域が類似の農業を発達させたのは、偶然ではあるまい。この意味で、西北ドイツ農業は広義の内畑・外畑制の一様式とみなすことも不可能ではない。ただし、西北ドイツのなかでも、ヴェストファーレンのように湿原やハイデが少なく、土壌が耕作に利用しうる度合いが高い場合には、農地面積の拡大過程で内畑よりも外畑がしだいに大きな割合を占めることによって、カンブの意義が増大し、カンブ中心の農業としての孤立農圃制が優位を占めるにいたったと考えられる。実際、ヴェストファーレン農業と定住様式にかんするマルティニー、リーベンハウゼンの研究は、マイツェンの孤立農圃制のケルト起源説に対して、エッシュからカンブへの農業の重心移動による孤立農圃制の成立を説いている。このように見るなら、ひるがえってスコットランドやウェールズの耕地制度にかんするグレイのケルト起源説も、マイツェン説と同様に否定されなければならないだろう。問題の核心は、農民共同耕地が内畑として成立し、ここから周辺の有地に向かって農民の個人的開墾が試みられ、共有地のなかに外畑が個人農地として開発されたという点にある¹⁴⁾。こうした開発は、いわば中世における農地開発の一様式であり、その意味でカンブあるいは外畑は中世の農地開発の成果を示すものである。

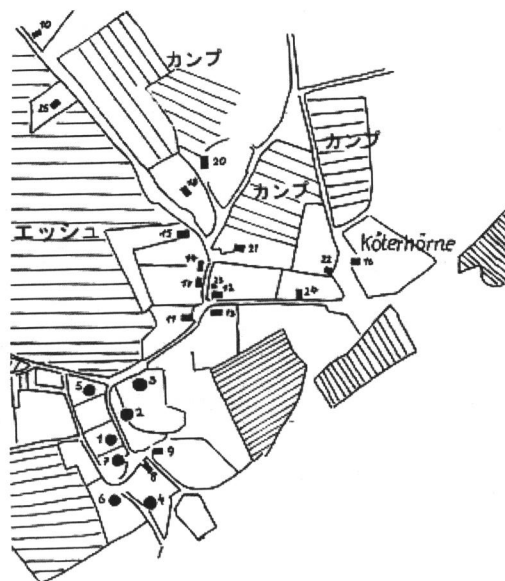
エッシュやカンブなどがどのような形で存在していたかは、オルデンプルク高燥地のエーデヴェヒト教区 Kirchspiel Edeweicht の集落地図に見ることができる。図2は同教区の集落エーデヴェヒト、ヴェスターシェプス Westerscheps、オスターシェプス Osterscheps の集落耕地図であるが、ここでも集落の中心に農民の屋敷が集まり、その近くにエッシュがあり、さらにその周辺にカンブが散らばり、共同放牧地や湿原のなかにも存在する。エッシュとカンブの具体的な配置については、図3のオスターシェプス集落地図が示している。また、図4は同じエーデヴェヒト教区

図2 エーデヴェヒト教区の主要部分



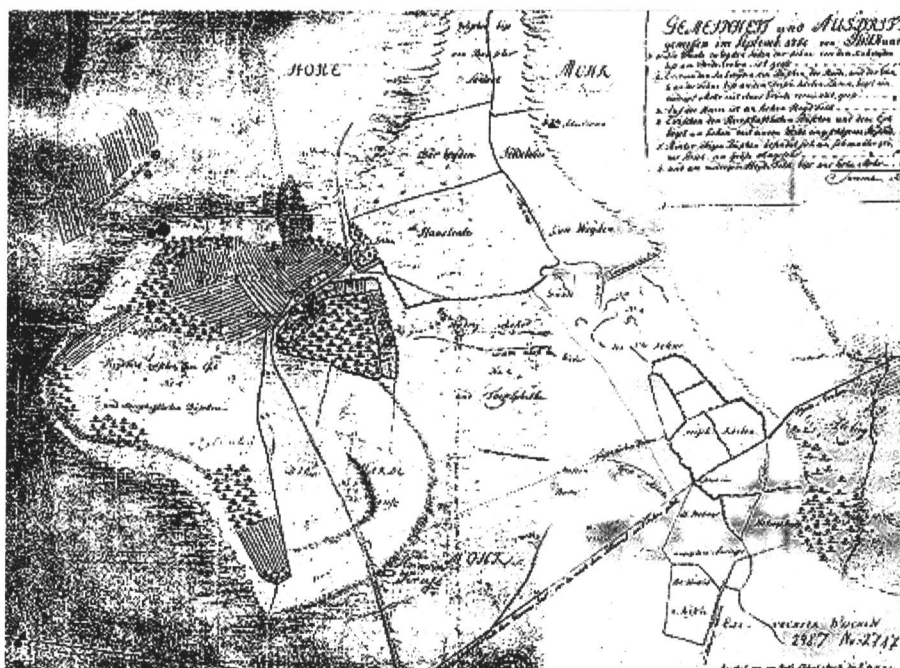
資料：Oldenburgische Vogteikarte um 1790, hrsg. v. der
Historischen Kommission für Niedersachsen,
Oldenburg 1970.

図3 オスターシェプスのエッシュとカンブ



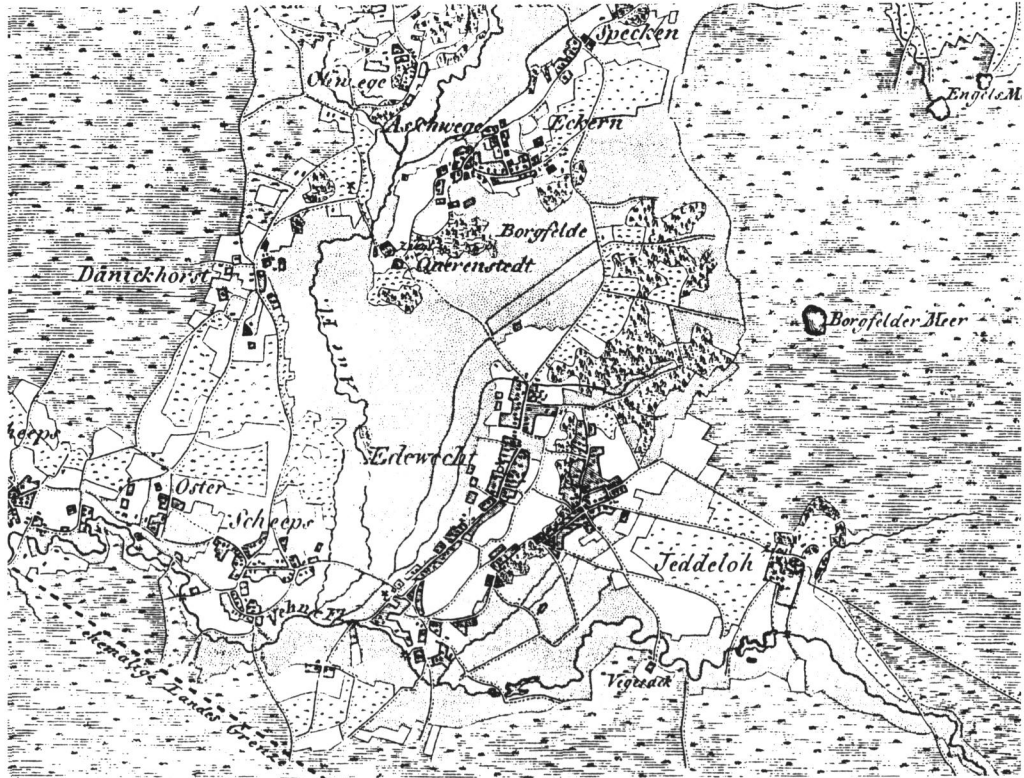
資料 : Friedrich Winkler, Chronik der Gemeinde Edewecht,
Edewecht 1974, S. 98.

図4 イェデロー集落図



資料 : Staatsarchiv Oldenburg Best. 298Z Nr. 2717.

図5 1805年のエーデヴェヒト周辺図



資料 : Karte vom größten Theil vom Großherzogthum
Oldenburg, hrsg. v. niedersächsischen Landesver-
waltungsamt - Landesvermessung - , 1984.

に属するイエデロー Jeddellohの集落図である。イエデローにはわずか2人の農民によって耕作されるエッシュがあったが、エッシュのまわりの土地は大半が未墾の湿原であった。18世紀末にも共有地の農地への転換が容易でなかったことは、図5が示すように、1805年になっても広大な湿原がエーデヴェヒト地区を取り囲んでいたことからわかる。オルデンブルク全体でも19世紀半ばを過ぎてなお国土の半分近くが「未墾地」として残されていた。

3. 開墾による下層農民の形成

ハイデは乾燥した砂丘として耕作が困難であり、湿原のほとんどは泥炭地で穀物栽培には向かなかった。湿原・ハイデの利用法としては、上述の施肥用の芝土採取のほか、泥炭採掘、家畜放牧および蕎麦栽培があった。森林がきわめて乏しいオルデンブルクでは、燃料用の木材を森林から得ること自体が簡単ではなく、泥炭が燃料として利用された。泥炭地は広大な面積を占めていたし、高層湿原を少し掘れば泥炭はいくらでも採掘できたので、河川に沿った集落では泥炭を市場に販売することも可能であった。家畜とくに羊の放牧も、ひんばんにおこなわれた。もっと

も、湿原もハイデも良質の牧草は得られなかったから、放牧地としての利用価値は高くなかった。それよりも注目すべきは、蕎麦の栽培である。日本と異なり、ヨーロッパで蕎麦はあまり普及しなかったが、オルデンプルクの湿原では栽培可能な作物として普及した。栽培法は粗放な焼き畑農業であり、湿原に火を放ち、その焼け跡に蕎麦を数年間栽培した後、再び放置するというものだった。

共有地としての湿原とハイデは、農地としての価値が乏しい土地ではあったが、農民にとって肥料用の芝土採取、泥炭採掘、放牧、蕎麦栽培など必要不可欠な土地であった。そのため、バーゼンによれば、農民は共有地における開拓農の開墾にはかならずしも好意的ではなかったという⁴⁵⁾。彼が調査したアマーラント地域のエーデヴェヒト地区の5カ村における1581-1739年の農民および小屋住みの数の変化を表2に見ると、1581-1681年の期間はイエデロー以外のすべての集落で農民数が増加している。これに対して、1681-1739年の期間は、どの集落でも土地保有農の数はまったく増加していない。つまり、この表によれば17世紀末までは新たな開墾と新開拓農民の定住が可能であったが、この時期から共有地における農地開発による土地保有農民の増加はおこなわれなくなったと見られ、そのかぎりでは共有地の開墾に対する農民の消極的態度についてのバーゼンの指摘は正しいように見える。

ところが、ヒンリクス、クレーマーおよびラインダースによる新しい研究からは、これとは異なった傾向が導き出される。表3は、彼らによって調査されたオルデンプルク高燥地の5教区における1681-1835年の社会層構成の変化を示している。「屋敷農民」Hausleuteとはドイツ一般のいわゆるフーフエ農民に相当し、「小屋住み」Köterは1/2フーフエ農民、「草地住み」あるいは「プリンクジツァー」Brinksitzerは数ヘクタール以下の零細農、ホイアーマンは常雇労働者にあたるという大過あるまい。このうち、とくに「小屋住み」は他のドイツ諸地域における零細土地保有者層の「ホイスラー」とは異なり、農民層に組み入れられた点に注意する必要がある。他地域の「ホイスラー」にあたるのは、オルデンプルクではむしろ「プリンクジツァー」である。興味深いことに、オルデンプルクでは中世以来、農村民の土地保有規模はほとんど問題にされたことがなく、土地保有規模ではなく村内の社会的身分が土地保有の尺度とされてきたため、正確な土地保有統計はほとんど存在しない。この表3によれば、屋敷農民こそほとんど増えていないものの、ヴァルデンプルクを除くすべての教区で17世紀末以降小屋住みが増加し、とくにヴェスターシュテデーとアーペンにおける18世紀初期の小屋住みの増加は著しいものがある。したがって、中世以来常に共有地への入植と開墾が試みられ、内畑＝エッシュの周辺に外畑＝キャンプが開かれ、これはとくに小屋住みの世帯・農地創設の手段とされたといえる。表3に見られるように、18世紀までは下層零細農であるプリンクジツァーは屋敷農民と小屋住みに対して少数であり、彼らは19世紀になって増加しはじめたので、18世紀まで共有地は小農増加のための予備地として機能しうるほどの余裕が残されていたとみられる。

こうした過程は、リッターによって提示され、わが国の肥前栄一によって展開された西北ドイ

ツ農村社会層分化論を裏付けている。リッターによれば、西北ドイツの社会層は大別して、完全農民、共同体における権利を制限された小農としての小屋住み、たんなる住民としてのプリンクジッター、ホイアーリング（ホイアーマン）の3階層からなり、しかもこれら3階層は上位になるほど古い時期に成立した。つまり、最古の定住者は完全農民であり、次いで「世襲小屋住み」、「マルク小屋住み」などの小屋住み層がとくに17-18世紀に大量に生まれ、最後に最も新しい階層としてプリンクジッターやホイアーリングが登場した。リッターは、こうした社会層の成立期の違いに注目して、最初に定住した完全農民より後の時期に成立した他の諸階層を「後期定住民」Nachsiedlerと呼んでいる¹⁶⁾。西北ドイツにおける農村民の社会層構成の特徴は、時間的に遅れて共同体に定住した者ほど社会的に低い地位に置かれたという点にある。その理由は簡単であり、すでにエッシュは古くからの定住農民に占有されており、後から定住する者が利用できる土地はしだいに減少していき、18世紀ともなるとほとんど土地が残されていなかったからである。こうした社会層形成の過程は明らかに経済的な農民層分解とは異なる性格をもっており、肥前栄一はこれをフーフエ制原理によって説明し、フーフエ農民の共同体の形式的平等原理にもとづく農民の土地保有の維持が、後世の定住者による自由な土地保有を妨げ、新しい定住民は共同耕地周辺の不利な場所にわずかな土地しかもつことができなかつた、という議論を展開している¹⁷⁾。

こうした「後期定住民」による世帯創設と共有地における農地開墾の過程は、集落地図にその形跡をとどめているはずである。そうした事例は、オルデンプルク高燥地に位置する上述のエーデヴェヒト地区の集落オスターシェプスに見ることができる。1750年の図6と1800年の図7とを見比べると、次のことを確認できよう。1750年には完全農民の屋敷の集落の近くに共同耕地としての「エッシュ」があり、そこから北の湿原に向かって小屋住みその他の諸階層の家があり、湿原の東の原野には囲い込まれた幾つかのキャンプが散在していた。1800年になると、新たに湿原の西北に居住地が開かれただけでなく、湿原の多くが分割されて個人保有地に転換され、農地化された。

表2 エーデヴェヒト教区の農民・小屋住みの人数

	Edewecht	Jeddeloh	Osterscheps	Westerscheps	計
1581	19	2	10	9	40
1627	28	2	15	9	54
1653	30	2	15	9	56
1681	35	2	25	12	74
1693	35	2	25	12	74
1739	35	2	25	12	74

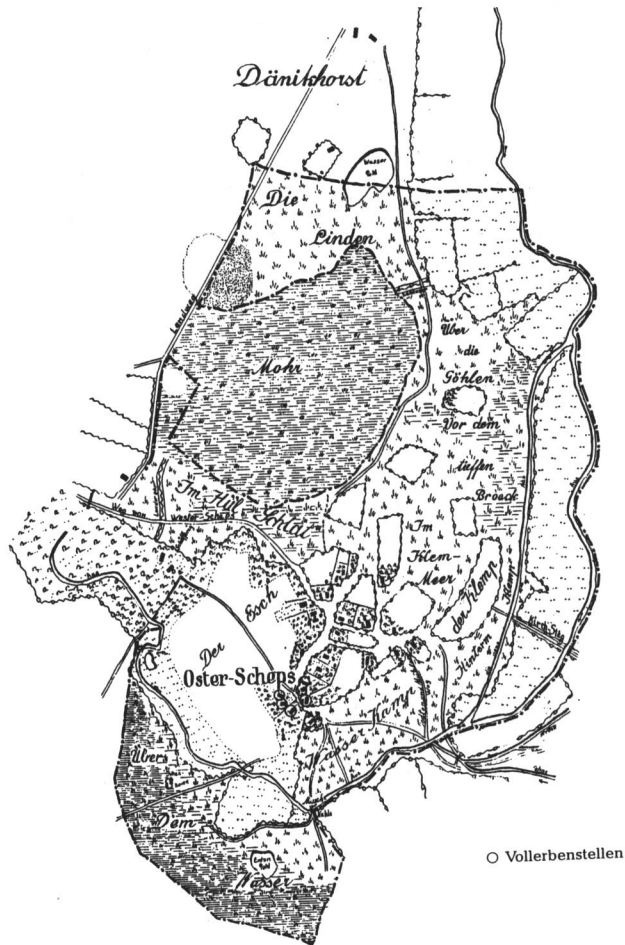
資料： Carl Baasen, Das Oldenburger Ammerland, Oldenburg 1927.

表3 オルデンプルク高燥地の土地保有者数

教区	年	屋敷農民	小屋住み	草地住み	ホイアーマン
Wardenburg	1681	39	47	50	?
	1693	34	48	45	?
	1802	34	43	180	?
	1817	35	48	231	102
	1835	40	51	427	?
Zwischenahn	1681	59	44	35	?
	1693	60	55	?	?
	1817	62	216	?	247
	1835	83	297	174	?
Edewecht	1681	27	41	11	11
	1693	35	57	?	?
	1817	32	168	?	182
	1835	37	234	185	?
Westerstede	1681	143	317	54	?
	1722	143	327	58	?
	1739	142	457	?	?
	1817	147	449	288	343
	1835	141	638	383	?
Apen	1681	38	110	22	?
	1722	38	117	25	?
	1739	36	169	?	?
	1817	38	188	82	81
	1835	37	269	77	?

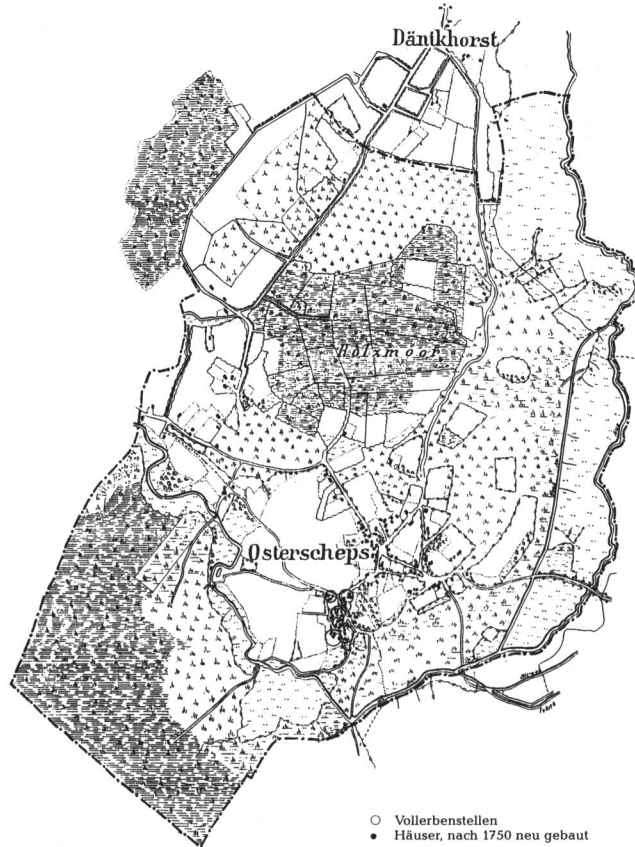
資料 : Hinrichs, Krämer und Reinders, S. 62-64

図6 1750年頃のオスターシェプス



資料 : E. Hinrichs, R. Krämer u. Ch. Reinders, a.a.O., S.345.

図7 1800年頃のオスターシェプス



資料：E. Hinrichs, R. Krämer u. Ch. Reinders, a.a.O., S.346.

4. 共有地開墾をめぐる対立

中世以来おこなわれてきた共有地への入植と開墾は、17-18世紀には領邦政府と農民共同体の両面から規制をうけた。この問題について、1678年の政府法令に次のような規定が見いだされる。これによれば、「新しいキャンプと農地の割り当てに際して、御料地狩猟官はそれが野獣と森林に害とならないように注意すべし。国王陛下のご命令により、狩猟官が有害でないことを報告するまでは、キャンプを割り当ててはならない。」¹⁸⁾ここでは、農民共有地への政府の介入の姿勢が見られる。さらに、1706年に公布された法令は、次のように述べている。「いわゆる共有地と未墾のハイデはその近隣臣民の必要に応じて家畜放牧、芝土の採取等に自由に利用されているが、そこには所有権は存在せず、そのような共有地とハイデは農民の土地に属してもいない。なぜなら、これらの土地は、政府の土地台帳への通常登録も臨時登録もおこなわれてないからである。従来はこうした原則にしたがって、小さな家屋と耕作用地、追加の土地を求める者は、付与される土地の面積と土質に応じて一定の土地購入金と年貢を納めさえすれば、共有地を割り当てられ、そ

の土地を垣根で囲って所有地とすることが認められている。しかしながら、土地割り当てについては次の二点が遵守されるべきである。第一に当該地域の官吏は、近隣臣民がその共同放牧、あるいは厩舎の敷きわらや施肥に不可欠なハイデ・芝の刈り取りが著しく制約されたり、古来より利用されてきた道路、教会や水車への通路、農道が妨害、廃止されることを根拠に、土地割り当てに強く反対していないかどうか、意見を聴取すべきである。第二に、狩猟官と森林官は土地割り当てが森林や野獣に害を及ぼさないか、狩猟区を侵害していないか調査すべきである。』¹⁹⁾ したがって、共有地における開墾と入植は一般原則としては認められていたが、領邦政府は開墾を積極的に推進しようとする政策をとったわけではなく、むしろ森林と狩猟区保全の立場からこれを抑制しようとしただけでなく、共同体農民の共有地規制に優先権を認めた。

農民共同体の共有地は、法的には領主の上級所有権の制約をうけていた。その場合、オルデンブルクでは貴族領主がきわめて少なく、その政治・社会的影響力はないも同然だったので、農民共同体の共有地はほとんど独占的に領邦君主の領有権のもとに置かれていた。領邦国家はこの領有権にもとづいて、共有地への入植開墾についても規制をおこなった。村民が共有地を開墾し私有農地とするには、領邦政府の許可を必要とした。とはいえ、共有地の大部分は経済的に価値の乏しい湿原やハイデだったため、君主の狩猟区を除けば、その取り扱いはいずれも事実上農民共同体の手にゆだねられていたといつてよい。

オルデンブルクの農民共同体は「バウアーシャフト」Bauerschaftと呼ばれ、これについてはオルデンブルクの「バウエルンブリーフ」Bauernbriefにかんするゼーバーの研究がある。「バウエルンブリーフ」は各農民共同体の規約であり、グリムによって編纂された村法文書（ワイスチューマー）に相当する。ゼーバーによれば、バウアーシャフトは「独立の身分団体Korporationをなし、その機関をみずから規定し、当局に対して地方自治体Gemeindeとして責任を負っていた。』²⁰⁾ その自治機構として最も重要だったのは裁判集会としての農民集会であり、共有地の問題もこの農民集会でとりあげられた。古い時期の共有地への入植が、農民集会でどのように取り扱われたのかは未知である。だが、18世紀半ば頃から共有地への入植希望者が増加するにしたがって、共有地が不足する事態が発生し、共有地をめぐる対立が村内では解決できず、政府官庁に対して訴える事例にかんする史料も増えてくる。ここでは、オルデンブルク高燥地のエーデヴェヒト教区に属するエーデヴェヒト、オスターシェプスおよびイエデロー3カ村の事例をとりあげよう。

1) エーデヴェヒト Edeweicht²¹⁾

1747年5月、7人の屋敷農民の連名でツヴィシエンアーン行政区庁に対して次のような訴状が提出された。「エーデヴェヒトの共有地では多くの土地割り当てが要求されたため、しだいに共有地が狭くなり、なくなってしまうおそれが生じてまいりました。ご承知のとおり、わたくしども屋敷農民は、家畜を放牧するための共有地が十分になれば暮らしていくことができません。

つきましては、中立の立場の人々による共有地の視察のうえ、わたくしどもの放牧に必要な土地を分配して下さるよう、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。」

だが、これに対して同年9月、同村の小屋住みたちから次のような異議が出された。すなわち、聞くところによれば、屋敷農民は当村の住民が300人にも達するために、共有地への家畜放牧ができないと申し立てているというが、実際には完全農民 9、半農民 3、旧小屋住み 16、新小屋住み 33、自由農 8と、土地保有者数は全体で69人で、このほかホイアーマンが55人を数えるにすぎない。また、エーデヴェヒトの共有地は十分に大きく、彼らが少しの土地を要求したからといって、関係者が損害をこうむるなどということはありません。土地面積は500ユックもあり、それ以外に湿原や砂丘のような荒蕪地も同じ面積ほどあって、そこには隣村の家畜も放牧されている。屋敷農民の主張どおりにすれば、播種畑をもたない小屋住みは、1シェッフェルの種子に1ターラーもの金額を商人に払わなければならなくなるが、そのようなことは不可能である。屋敷農民のホイアーマンも小屋住みも同じように共有地に家畜を放牧することは認められてはいるが、共有地が得られるなら、小屋住みの生活はそれだけ楽になるだろう。

ここには、共有地の開墾をめぐる屋敷農民と小屋住みとの対立がみられる。官庁はこの対立の調停を試みて、1754年に共有地分割案を作成し、共有地からの土地割り当て面積の基準を村落各層1人あたりについて次のように定めた。

9人の完全農民	各40ユック	計 360ユック
2人の半農民	各20ユック	計 40ユック
16人の小屋住み	各10ユック	計 160ユック
34人の新小屋住み	各5ユック	計 170ユック

総計 730ユック（1ユックは約0.5ha）

だが、この共有地分割は実際には遅々として進まず、1790年になっても大部分は未分割のままであったが、なぜ遅滞したのか、その理由は記録に残されていない。1790年に再び分割のための新提案が官庁からなされたものの、これについては村民から反対があり、結局分割の実施は1806年の共有地分割令の制定以降にもちこされてしまった。

2) オスターシェプス Osterscheps²³⁾

1750年に、共有地の分割にかんする次のような願いが5人の連名で地方官庁に提出された。すなわち、すでに小屋住みとホイアーマンが共有地からかなり多くの土地を取得したが、彼らはさらに土地配分を求めている。だが、土地の分与があまり多くなると、屋敷農民の家畜の飼育だけでなく、耕地の施肥に不可欠な芝土の採取も不可能となってしまう。そこで、中立の第三者によって共有地を調査してもらったうえで、分与しうる土地とそうでないものを調べていただきたい。

これにもとづいて作成された1754年11月の調査報告では、オスターシェプスの共有地面積は518.5ユックであり、共有地に権利をもつ土地保有者は完全農民 7、旧小屋住み 7、新小屋

住み 19、その他 8、計41人であった。共有地をこれら全員に分配する基準は、次のように定められた。

完全農民	7人	各32ユック	計224ユック
旧小屋住み	7人	各5.7	40
新小屋住み	19人	各1.7	32
その他	8人		80
総計	41人		376ユック

このほかに共有地に牧羊権をもつ者に5ユックを認め、全体で381ユックが分割され、残りの137.5ユックが留保されることとなった。ところが、1786年6月に6人の村民の連名で、いまだに測量さえおこなわれていないので、ただちに実施してほしいとの訴状が提出され、結局のところオスターシェプスでもその実現は1806年の共有地分割令の制定を待たなければならなかった。なぜ共有地の分割がなされなかったのか、詳細は不明である。

3) イェデロー Jeddelloh²³⁾

この小集落はもともとわずか2人の屋敷農民しかいなかったが、1792年2月、彼らは当局に共有地の測量を要請し、グリュエネス・ラントと呼ばれる土地40ユック以上と牧羊地の一部を私有地として分配することを申し出た。1805年の当局の文書では、すでに1750年以降2人の農民が共有地の一部を私有地に転換していたが、なお184ユックの共有地が残されていた。1792年以降共有地がどのように個人所有地へ転換されたかは、次のイェデローの土地所有者名簿(1829年)から知ることができる。

この開拓農民名簿には、1806年の共有地分割令以後に土地を取得した者も含まれるが、それ以

表4 1829年のイェデローの土地所有者

	土地取得年度	土地面積	
A. 完全農民			
1. Peter Friedrich Ludwig		96ユック	39平方ルーテ
2. Brun		190	67
B. 開拓農民			
3. Gerd Ottmanns	1798, 1812年	23	55
4. Gerd Jeddelloh	1799	15	
5. Jürgen Jeddelloh	1808	15	
6. Gerd Ottjenbruns	1798	15	
6. Heinrich Claus Jacobs	1805	15	
7. Harm Harms Kruse	1800	15	7
8. Brun von Aschwege	1792	15	
9. Bruns Harm Reil	1818	16	75
10. Johann	1817	15	
11. Johann Heinrich Ottjenbruns	?	15	
12. Eilat Ottmanns	?	2	115

前に取得した者は6人数えられる。彼らはいずれも15ユック(約8ha)の土地を得たが、湿原やハイデの土壌はきわめてやせていたから、独立の農業経営には明らかに不十分であった。完全農民がほぼ50-100ha規模の土地を所有していたことから、開拓農民と屋敷農民との差がどれほど大きかったか、容易に認識できる。

このように、18世紀後半のエーデヴェヒト教区では共同体の内部、とくに下層の小屋住みから共有地の分割と開墾の要求が出され、屋敷農民も政府もこれにある程度応じざるをえなかった。しかし、エーデヴェヒト村とオスターシェプス村で見られたように、共有地の分割と開墾ははかばかしい進展を示さず、その実現には共有地分割令の制定を待たなければならなかったのである。それでは、共有地分割はどのようにして制度化されたのか、次にこの問題を検討しよう。

5. 1806年の共有地分割令

1806年の共有地分割令 *Gemeinheitsteilungsordnung* が制定される前から、すでにオルデンブルク政府は共有地にかかわる諸問題にとりくんでいた。1783年の森林令 *Forstordnung* は、蕎麦栽培を目的とする焼き畑の森林への延焼を防止することを義務づけるとともに、「臣民が権利をもたない保護林では、草を刈り取ってはならず、被害の少ないところでは森林官の指示のもとで、樹木から36フス以上、灌木から12フス以上離れた場所なら芝刈りをおこなってもよい。また、森林官は狩猟区における芝刈りも指示し、森林役人の許可と指示なしにハイデの芝土をとってはならない。」²⁰⁾ と命じた。しかし、こうした規定はかならずしも遵守されたわけではなかったようであり、1792年の官庁文書では、森林官がとくに指示をおこなうことなく芝土採取の許可を与え、「臣民の善意」にまかせているが、今後その場所を明確に指定すべきである、といわれている²¹⁾。また1801年には、蕎麦栽培地の焼き畑についても、焼き畑の火が隣接する湿原に広がり、害を及ぼしたので、罰金刑による取り締まり強化をおこなう旨の布告が出された²²⁾。こうした芝土採取と焼き畑の弊害の防止努力と、増加する農村下層人口の土地取得要求の高まりが、1806年の共有地分割令による共有地用益権の廃止の背景にあったことは疑いない。

また、共有地分割は19世紀初期のドイツ全体に広まった諸邦の農業改革とも連動していた。ただし、オルデンブルクの共有地分割令はドイツ語ではまったく同じ名称のプロイセンの共同地分割令 *Gemeinheitsteilungsordnung* (1821年) とは、内容において異なっていた。プロイセンの法令は共有地 *Allmende* における共同用益権を廃止するだけでなく、共同耕地における休閑地や耕地強制の廃止、耕地整理をもおこなうことによって、農業の合理化、個人的農業経営の実現をはかろうとした。これに対して、オルデンブルクの法令は耕地制度には手を触れることなく、たんに共有地用益権廃止のみを目的とするものだった。つまり、プロイセンにおける「共同地」*Gemeinheit* はオルデンブルクの「共有地」*Gemeinheit* よりも広い意味をもち、耕地強制をともなう共同耕地も含んでいたが、オルデンブルクでは古くから共同耕地の主要形態をなしたエッシュ

は分割の対象とはされなかった。実際、エッシュは19世紀末になっても維持されていた。エッシュもプロイセンの三圃制と同じように、混在耕地制の一形態であり、その意味で非効率ではあったが、三圃制とは異なって休耕を必要とせず、毎年ライ麦を栽培することができた。そのため、耕地整理をおこなっても、休耕期間の短縮または廃止による土地利用の高度化と生産性の上昇は期待しえず、この点で三圃制の場合ほど改革の必要は感じられなかった。共有地が廃止されると、そこでの芝土採取が制約され、肥料不足の問題が生じうるが、これも購入肥料によって補うことがしだいに可能となっていく。オルデンブルクの「耕地整理」または「農地囲い込み」Koppelung が著しく遅れ、ようやく20世紀になって本格的に取り組まれるようになったのは、こうした理由によるものとおもわれる²⁷⁾。

1806年の共有地分割令の規定²⁸⁾は、主として1) 共有地用益権保有者への土地補償、2) 分割しうる土地の種類、3) 共有地分割費用の負担からなっていた。第一の共有地用益権保有者への土地補償規定においては、共有地分割に際して土地を補償として与えられるのは、「家畜放牧と芝土採取の権利を有する臣民」であり、それは賦役と賦課の義務を負う家に住む農地保有者を意味する、と規定された。これに属していたのは主として、屋敷農民、小屋住みであるが、法令では完全農民がうけとる土地面積は半農民の2倍、旧小屋住みの4倍、新小屋住みの8倍、草地住みの16倍と定められた。補償地面積は共有地の大きさによるが、小さい場合でも完全農民は40エック、他はその地位に応じて上記のような比率で土地をうけとることができ、そのほかに牧羊権を有する者も4頭の羊につき1.5エックの補償地を得られた。2)にかんする諸規定では、分割の補償から排除される土地として、村落内牧草地 (Brink)、道路、道路用地、製陶とれんが製造用の粘土採取地、家畜の水飲み場、麻染色用水池、貯水池などの共同用水池、河川が列挙されている。3)では、共有地分割を担当する官吏や測量士の食費、交通費、運送費等は、原則として補償地の面積に応じて分割当事者が負担する、とされた。

1806年の共有地分割令は、旧ミュンスター司教領から併合された南部の新領土にも妥当したが、この地域については特別に1820年に「フェヒタ郡とクロッペンブルク郡の泥炭地にかんするマルク裁判官規則」²⁹⁾ が定められた。旧領土の「共有地」は新領土のミュンスター高燥地では「マルク」Mark と呼ばれ、未墾の湿原とハイデはオルデンブルク高燥地よりもさらに大きな割合を占め、ドイツで最も貧しい農村地域とさえ言われていた。小論でもミュンスター高燥地については、慣例にしたがって「マルク」という用語を採用する。マルクの性格は基本的にオルデンブルクの共有地と大差なく、実質的に農民の共同利用にゆだねられていたが、領主支配権にかんして次のような違いは認められる。すなわち、オルデンブルクの共有地の利用については領邦政府の地方行政機関 Amt が監督権をもっていたが、旧ミュンスター領ではヴェストファーレンのミュンスター市のカトリック司教座聖堂が上級「マルク裁判権」を掌握し、地方の農村共同体では「マルク裁判官」Markenrichter がマルクを管理していた。だが、広大な湿原とハイデの一部、とくに共同利用されていない泥炭湿地の一部は、すでに事実上の私有地として泥炭採掘や焼き畑による

蕎麦栽培に利用されており、マルク裁判権にもとづく監督は、後述のように、旧オルデンブルク領の共有地ほどには浸透していなかったようである³⁰⁾。

この法令でとくに注目すべきは、政府がマルク、とくに湿原の一部を国有地とみなす立場を明確にしたことである。法令の第14条によれば、「いかなる湿原区でも領邦政府に帰属すべき三分の一の土地 *tertia marcalis* は、公国の旧領域の湿原について定められているのと同じように管理され、泥炭地の分譲に対する同意が与えられ、その認可がおこなわれる。」つまり、湿原の土地面積の1/3は国有地として管理され、これを利用ないし取得したい者は、政府の許可を得なければならないと定められた。だが、1806年の共有地分割令ではこうした規定は明確にはなされておらず、漠然と「共有地のうち政府に残された余剰地」は政府の手で処分しようと述べられているのみで、共有地の1/3が領邦国家に帰属するとは明記されていなかった。政府はこの1820年の新法令で共有地の1/3の所有権を公式に主張し、後に見るように、共有地分割に際して実際にこの原則を貫いた。だが、共有地の1/3を国有地として取得しても、政府がこれを何らかの財源としてただちに利用することはできなかった。湿原の大部分は未墾地であり、それ自体としては直接の経済的利益を生まず、国家の租税源とはならなかったからである。共有地が経済的利益を生む土地であれば、共同体農民がその国有化に強く反対したはずだが、そうした抵抗も、すでに私有地化されていた土地を除けば、ほとんど見られなかった。政府が国有地を確保したのは、1806年の共有地分割令で「分割の際に新しい開拓農民に共有地補償がない場合は、共有地のうち政府留保地が存在するなら、そこから、彼らと同じ資格を有する共有地関係者が得たのと同じ面積の土地を、通常土地取得金その他の賦課金とひきかえに、彼らに割り当てられる」とあるように、開拓農民への土地分譲による湿原開発を企図していたからである。こうしてオルデンブルクでは、共有地ないしマルク分割に際して、その土地面積の1/3が国有地として留保され、この土地は下層人口の開墾による農地開発の予備地として利用されることになった。

6. オルデンブルク高燥地における共有地分割と農地開発

1806年の共有地分割令の制定後、この事業を担当する政府官吏として共有地特命委員 *Gemeinheits-Commisair* が任命され、1817年にニーバーディング *Carl Heinrich Nieberding* が特命委員に就任し、1851年の死去まで34年間共有地分割を指導した。彼の就任直後の1818年の報告では、1817-18年に分割は非常に順調に進んだといわれ、実際に政府文書における1817-39年の統計でも、分割事業はいちじるしい進展を示している³¹⁾。そこで、まずオルデンブルク高燥地の分割事業の実態を明らかにするために、すでに18世紀から分割が一部でおこなわれていたエーデヴェヒト教区の4カ村を再びとりあげ、19世紀の法令制定以後の過程についても具体的に検討してみよう。

1) オスターシェプス³²⁾

1750年に村民から共有地分割の申請が出されていたオスターシェプスでは、すでに見たように分割は50年間も遅滞していたが、1806年の法令制定後ただちに作業が開始された。1808年に測量がおこなわれ、翌年には分割案が作成され、1819年に分割が実施された。1819年の分割の補償として土地を得たのは、7人の屋敷農民、7人の旧小屋住み、31人の新小屋住みであった。その際、共有地総面積919ユックのうち、彼らに分譲された土地は全体で570ユックであり、これに対して国有地として留保された土地は241ユックだった。国有地に転換されたのは全体の約1/4であり、1820年のマルク法令に規定された1/3を下まわっていた。各共同体成員に分配された土地面積は屋敷農民40ユック、旧小屋住10ユック、新小屋住5ユックだった。

2) エーデヴェヒト³³⁾

エーデヴェヒト村ではすでに1754年に共有地分割申請が認められていたが、分割は実施されないうまま放置されていた。1790年に再び分割を求める要望書が出され、1794年には新しい分割案が作成された。それによれば、屋敷農民は35ユック、半農民は17ユック、旧小屋住みは8ユック、新小屋住みは4ユックを補償地としてうけとることになっていた。だが、これは1754年の旧分割案における屋敷農民の補償地40ユックより小さかったため、農民の側から異論が出され、共有地分割令制定後の1808年に旧分割案どおり、屋敷農民にはそれぞれ40ユック、半農民に20ユック、旧小屋住みには10ユック、新小屋住みには5ユックが付与され、全体で1,000ユックの共有地が分割された。

3) ヴェスターシェプス³⁴⁾

ヴェスターシェプスでは1839年に小屋住みのエリエンから、共有地分割の提案がなされた。それによれば、小屋住みたちは政府の許可を得て、ヴェスターシェプス湿原の御料地に放牧していたが、これが制限されたため、共有地を分割して放牧地として利用を求めたという。翌年、55人の共有地利用者のうち51人が集まり協議した結果、出席者全員がこれに同意し、その後共同放牧権を有する隣村のハルケンプリュッケとの調整をおこない、1849年に分割申請がなされた。その結果、各層がうけとった土地面積は表5のとおりである。ここに見られるように、ヴェスターシェプスの分割は牧羊地不足に苦しむ小屋住みに牧羊地を与えるための分割であり、本来の共有地分割とはいえない。これは分割の特殊事例であり、ヴェスターシェプスの残された共有地はいずれ分割されなければならなかった。

表5 ヴェスターシェプスの共有地牧羊権の土地補償

	用益権の補償地面積	牧羊権の補償地面積
1人の完全農民	0	0
4人の半農民	0	33
6人の旧小屋住み	0	74
49人の新小屋住み	86	41
1人のホイアーマン	0	8
総計	86ユック	156ユック

4) イェデロー³⁵⁾

中世以来わずか2人の屋敷農民しかいなかったイェデローでは、18世紀末から急激に入植者が増え始め、1829年に正式の共有地分割がおこなわれたとき、2人の屋敷農民のほかに、開墾農民は11人を数えた。さらに1838年には開墾農民は17人に増加し、1843-47年には表6のような人々が入植した。

表6 イェデローの入植 (1843-47年)

No.	入植年度	氏名	住所	出自	開墾地面積
1.	1843	Brunn Jeddelloh	Jeddelloh		1.5ユック
2.	1843	Hermann Dierck Ripken	Sandberg		2-3
3.	1843	Ahlert Hellmerichs	Edeweicht		2-3
4.	1843	Gerhard Heissenberg	Jeddelloh	ホイアーマン	5-6
5.	1844	Johann Ottmann	Scharrel	小屋住み	5
6.	1844	Gerd Heinrich Japken	Edeweicht	小屋住み	2
7.	1844	Eilert Kruse	Jeddelloher Wiesen		10-15
8.	1844	Johann Schröder	Jeddelloh	ホイアーマン	3-4
9.	1845	Jürgen Gerd Jeddelloh	Jeddelloh	小屋住み	3-4
10.	1845	Gerd König	Jeddelloh	開拓者	3-4
11.	1845	Diedrich König	Nord-Edeweicht	小屋住み	4
12.	1846	Jürgen Jeddelloh	Jeddelloh	小屋住み(8に同じ)	3-4
13.	1846	Friedrich Öltjen	Jeddelloh	開拓者	2-3
14.	1847	Eilert Bölts	Scharrel	小屋住み	4-5
15.	1847	Gerd Ripken	Sandberg	ホイアーマン	3-4

ここに見られるように、開墾者のほとんどはイェデロー周辺の小屋住みまたはホイアーマンからなる。このうち、イェデローのホイアーマン出身の開墾者は、この集落の屋敷農民のもとで働いていたとおもわれる。エーデヴェヒトの他の村では共有地分割と同時に新規の入植者が土地を取得するということはなかったが、イェデローでは共有地分割に前後してかなり多数の入植がおこなわれた。イェデローの国有地面積がどれほどかは不明であるが、彼ら入植者の大部分は国有地に土地を得て、これを開墾したものとおもわれる。だが、1840年代に彼らを得た土地は1人を除いて5ユック以下であり、ただでさえやせた湿原の土壌で5ユック以下の土地面積は独立の農業経営にはあまりにも小さすぎた。ここに、オルデンブルク農地開発の大きな問題が見いだされ

る。

以上のエーデヴェヒト教区4カ村のうち、19世紀前半の共有地分割と同時に国有地への開拓農民の入植もおこなわれたのは、イエデローのみであったが、この点に関連して重要だったのは、1845年に政府が地方行政官庁に対しておこなった共有地および国有地の開墾と入植にかんする指示である³⁶⁾。それによれば、未墾地はその利用目的にしたがって次のような3種類の土地に区別される。

(1)「開墾地」Culturplacken

これは既存土地保有者に対して分譲される土地区画のことであり、共有地がまだ分割されていない場合、開墾の意志をもつ共有地利用権保有者はその既存農地を手放さないという条件のもとで、共有地に一定の土地区画をうけとることができた。ただし、一度に取得しうる土地面積は完全農民の場合8ユック、半農民6ユック、小屋住み4ユック、草地住み3ユックを超えてはならない。また、この土地を共有地分割の補償地に当てることはできない。共有地がすでに分割されている場合には、既存の農家が農地拡大のために国有地から土地を取得することができる。国有林もこれと同じように取得しうる。

(2)「入植地」Anbauplacken

これは新しく農業経営を始める入植者に分譲される土地区画であり、共有地が未分割の場合には10ユック以下の土地、分割がすでに実施されている場合には15ユック以下の土地が、新規入植者に分譲される。入植の成功の最も重要な人格的要件は誠実と勤勉であり、住宅建築のための資金を調達しうることも重要な要素である。

(3)「泥炭地」Torfmoor

泥炭地は既存の農家または経営に割り当てられる。1経営に1単位の泥炭地が割り当てられ、複数の泥炭地が割り当てられるには、泥炭の大量販売など、それなりの根拠が必要である。

このような開墾と入植にかんする指示によって、とくに農村下層人口の「入植地」の取得が促進され、エーデヴェヒト教区では、1850-60年代に盛んに開墾と入植がおこなわれた。表7、8、9で見られるように、エーデヴェヒトおよびイエデロー両村では入植者の大部分は近在のホイアーマンであり、ヴェスターシェプスでは同村の小屋住みの開墾が多い。いずれも、分譲地面積は小さく、1845年に政府によって指定された基準面積に達しない事例が大部分を占めた。

表7 エーデヴェヒト湿原の入植者(1850-65年)

年	氏名	出自	住所	面積 J(ユック) R(平方ルーテ)
1850	D.König	?	Edeweicht	2
1851	L.L.Breas	ホイアーマン	Edeweicht	5
	H.Janssen	ホイアーマン	Nordedeweicht	15
	G.Öllien	ホイアーマン	Südedeweicht	5-6

1852	J. Huellsmann	ホイアーマン	Edewecht	4-5	
	A. Reis	ホイアーマン	Portsloh	4-5	
	Fr. Brummssen	ホイアーマン	Edewecht	3	
1853	J. G. Fanssen	?	Nordedewecht	4-5	
	Kaiser	指物大工	Südedewecht	13	
	F. Öhler	ホイアーマン	Edewecht	15	
	G. Japken	鍛冶屋	Edewecht	4-5	
1854	J. F. Fiken	靴屋、ホイアーマン	Südedewecht	4-5	
	J. Kruse	ホイアーマン	Edewecht	15	
	J. D. Öllin	ホイアーマン	Nordedewecht	4-5	
	J. G. Binshoff	ホイアーマン	Südedewecht	4-5	
	Ehefrau G. Wilken	仕立屋	Edewecht	6	
	J. D. Rinke	ホイアーマン	Südedewecht	5-6	
	F. Wortmann	ホイアーマン	Südedewecht	5-6	
	H. Röben	ホイアーマン	Edewecht	5-6	
	H. J. Diedrich	ホイアーマン	Südedewecht	20	
	C. Ottmanns	靴屋、新小屋住み	Südedewecht	4-5	
1859	J. Harmdias	ホイアーマン、車大工	Edewecht	2	
	J. D. Lohmüller	ホイアーマン	Südedewecht	6	
1860	Wittwe, B. E. Jatze	小屋住み	Edewecht	5	
	E. Lübben	ホイアーマン	Viehdam	5	
	J. Kruse	小屋住み	Viehdam	4	
	J. Bekrens	ホイアーマン	Edewecht	5	
	D. Jükens	ホイアーマン	Viehdam	5	
	J. R. Blei	小屋住み	Sandberg	5	
	H. Schröder	鍛冶屋	Nordedewecht	10	
	J. J. Bischoff	ホイアーマン	Südedewecht	5	
	H. Ehrers	ホイアーマン	Südedewecht	4	
	F. Hülsmann	ホイアーマン	Edewecht	5	
	Ehefrau J. F. G. Renken	農民	Südedewecht	3	
	G. Bruns	ホイアーマン	Edewecht	5	
	C. D. Janssenharm	ホイアーマン	Edewecht	1J	164R
	J. Hülsmann	ホイアーマン	Edewecht	1J	164R
1861	J. D. Holge	ホイアーマン	Edewecht	5	
	D. Marken	小屋住み	Edewecht	5	
	G. Fverichs	ホイアーマン	Südedewecht	4	
	E. Bünting	小屋住み	Südedewecht	4	
	H. H. Keil	ホイアーマン	Nordedewecht	5	
	J. F. Woortmann	小屋住み	Südedewecht	5	
	A. J. Jotze	ホイアーマン	Portsloge	5	
1862	G. Meinen	ホイアーマン	Edewecht	2	
	H. Röhen	小屋住み	Nordedewecht	4	
1863	A. D. Janssen	ホイアーマン	Viehdam	3	
1864	J. F. Wortmann	開拓者	Südedewecht	1J	125R
	Mayhöfer	塗装工	Südedewecht	1J	368R
	J. Jössen	開拓者	Südedewecht	3	
	H. A. Bekrens	ホイアーマン	Viehdam	5	
1865	O. Bischoff	ホイアーマン	Südedewecht	1J	280R
	D. J. Hoting	小屋住み	Südedewecht	1J	450R

資料 : StaO Best. 70-7455.

表8 イェデローの共有地入植者

年	氏名	出自	住所	面積 J(ユック) R(平方ルーテ)	
1854	Johann Gerd Kordes	ホイアーマン	Kaihausen	?	
1859	Johann Döbken	小屋住み	Scharrel		204R
	Johann Oltmann	小屋住み	Scharrel		414R
	Bauerschaft Scharrel			5	
	Heinrich Wilhelm Schuette	ホイアーマン	Bokel	5	
	Johann Bölts	小屋住み	Scharrel		590R
	Johann Ripken	開拓者	Scharrel	14	
	Johann Friedrich Dieck	ホイアーマン	Jeddeloh	5	
	Johann Frohmann		Jeddeloh	16	
	Eilert Holtje	小屋住み	Jeddeloh	5	
1860	Gerd Meyer	ホイアーマン	Jeddeloh	16	
	Christian Heinr.Niegengerd	ホイアーマン	Bokel	16	
	Johann Heinrich Siemen	ホイアーマン	Heidkrug	16	
	Johann		Jeddeloh		107R
	Christian Ottmanns	小屋住み	Edeweicht	1J	172R
	Johann Christian	ホイアーマン	Jeddeloh		624R
	Johann Braussen	ホイアーマン	Jeddeloh	16	
	Ludwig Frohmann	労働者	Jeddeloh	16J	612R
	Diedrich von Aschwege	労働者	Edeweicht	18J	50R
	Johann Wilhelm Schröder	開拓者	Scharrel	4	
	Johann Diedrich Bentjen	労働者	Scharrel	16	
	Hermann Borchers	開拓者	Jeddeloh	5	
	Carl Wilhelm Fuffstück	小屋住み	Edeweicht	4	
	Johann Heinrich Albers	ホイアーマン	Edeweicht	4	
	Gerhard Ortmanns	ホイアーマン	Edeweicht	6	
	Gerd Ötjenbruns	ホイアーマン	Jeddeloh	16	
	Diedrich Janssen Topken	ホイアーマン	Edeweicht	4	
	Georg Bley	ホイアーマン	Edeweicht	4J	320R
	Friedrich Wandsheer	ホイアーマン	Jeddeloh	5	
	Georg Wandsheer	ホイアーマン	Jeddeloh	5	
	Diedrich Öltjenbruns	小屋住み	Edeweicht	5	
	Diedrich Holtje	ホイアーマン	Jeddeloh	16	
	Diedrich von Leggern	開拓者	Jeddeloh	12J	403R
	Eilert Ottmanns	小屋住み	Jeddeloh	2J	583R
	Friedrich Decken	ホイアーマン	Jeddeloh	1J	167R
	Diedrich Topken	開拓者	Jeddeloh	1J	121R
	Eilert Totje	ホイアーマン	Portsloge	1J	345R
	Johann Topken	ホイアーマン	Portsloge	2J	126R
	Diedrich Jacobs	ホイアーマン	Jeddeloh	1J	261R
	Diedrich Kruse	ホイアーマン	Jeddeloh	1J	228R
	Gerd Jeddeloh	小屋住み	Jeddeloh	1J	248R
	Johann Diedrich Cordes	開拓者	Scharrel	2J	162R
	Hermann Schröder	労働者	Jeddeloh	16J	128R

資料: StaO Best. 70-7461.

表9 ヴェスターシェプスの共有地入植者

年	氏名	出自	住所	面積	
				J(ユック)	R(平方ルーテ)
1848	J.F.Fanssen	小屋住み	Westerscheps	3-4	
	J.Albers		Osterscheps	10	
	F.Schröder	小屋住み	Osterscheps	3-4	Scheffelsaat
1850	J.B.Bölts		Westerscheps	5	
	H.D.Rippen		Westerscheps	1	
	J.H.Wittenberge	小屋住み	Westerscheps	6	
1851	J.Brunnssen	ホイアーマン	Wittenberge	3	
1852	J.B.Oltmanns	小屋住み	Westerscheps	4-5	
	J.H.Barkloge	小屋住み	Westerscheps	1-3	
1859	J.G.Öllien	小屋住み	Westerscheps	1J	320R
	G.Hoting	小屋住み	Westerscheps	3	
	J.Hogen	ホイアーマン	Westerscheps	3J	92R
1860	O.Janssen	ホイアーマン	Westerscheps	5J	442R
	B.D.Janssen	小屋住み	Westerscheps	5	
	J.H.Strodtmann	ホイアーマン	Westerscheps	5	
	H.Janssen	小屋住み	Westerscheps	5J	320R
	H.F.Bölts	小屋住み	Westerscheps	1J	423R
	J.H.Barkloge	小屋住み	Westerscheps	1J	455R
	J.B.Bölts	開拓者	Westerscheps	3J	222R
	J.H.Bölts	小屋住み	Westerscheps	1J	21R

資料：StaO Best. 70-7462, 7463.

7. ミュンスター高燥地におけるマルク分割と農地開発

オルデンプルクの農地開発は1806年の共有地分割令によって北部のオルデンプルク高燥地で著しい進展をみたが、これは1820年の「泥炭地にかんするマルク裁判官規則」によって南部の新領土ミュンスター高燥地にも拡大され、とくに19世紀後半に多くのマルク分割、湿原の開墾・入植がおこなわれた。1820年にこの地域について特別な規則が定められたのは、泥炭湿地にかんするマルク共同体員の特殊な権利が存在していたためであった。

一般に泥炭湿地に隣接する集落の農民は、彼の屋敷に接する泥炭湿地の泥炭採掘権を認められていた。具体的には、農民は彼の屋敷の背後にある泥炭地に対して、屋敷の両端から平行に延びる両直線が道路、河川、湖沼、ハイデにぶつかるまで、両直線にはさまれた区画内の後背地の泥炭を掘り進む権利を有していた。泥炭採掘後の土地では、彼が耕作することが認められたが、これを放置した場合には、村落マルクに帰属した。こうした泥炭地採掘権を「屋敷延長権」Aufstrecsrecht という³⁷⁾。農民の泥炭湿地に対する「屋敷延長権」によって、共有地の一部がすでに事実上私有地化されていただけでなく、1806年の共有地分割令はマルクに対する共同体規制の弛緩に拍車をかけたために、1850年代のマルクは個人によって浸食され、複雑な状況を呈し

ていた。

そうした事例は、バルセル湿原 Barßeler Moorで見られる。ここでは、次のようにいわれる。昔から一定の幅の湿原がマルク共同体員に割り当てられ、その区画内での泥炭採掘が認められ、住民の副業として泥炭の取引が活発におこなわれていた。ところが、マルクの共同管理が不十分だったり、マルク共同体員にとって泥炭採掘があまり重要な意味をもたなかったりした場合には、泥炭採掘区画の保有権が売買の対象とされた。また、蕎麦栽培もこの区画でおこなわれたが、これは泥炭採掘とは異なり、かなり永続的占有の性格をもっていた。しかも、旧ミュンスター政府は湿原の有効利用のためにこの蕎麦栽培を奨励した。ここから、マルクをめぐる「混乱」が生じることになった。すなわち、一方で共同体外部の者による泥炭採掘権の購入とその事実上の所有権への転換、他方で共同体員の蕎麦栽培による土地占有権の発生という事態が、これであった³⁸⁾。共同マルクの一部はこうして個人の私有地にその性格を変えていったのである。

こうした事情のゆえに、領邦政府は新領土のマルクに対する管理の強化を1820年の法令で試みたのであった。1820年の法令によれば、「泥炭地は一般にマルクの土地に属し、その一部をなす。しかし、それはマルクから完全に分離された部分とみなされ、未分割のマルクの通常利用、とくに牧牛と牧羊、芝土採取から排除される。したがって、その利用はマルク裁判官ならびに当該教区長と村長の特別で厳格な監督のもとに置かれなければならない。」とされた。そして、国家の管理におかれるべきマルクと私有地との境界区分を明確化し、この境界をめぐる紛争が生じたときには、マルク裁判官が調整をおこなった。ただし、「かつて当事者によって明確なマルク裁判権による手続きも承認もなくおこなわれた湿原の区分は、無条件に有効とはみなされず、マルク裁判官の調整と測量によって変更されうる。」そして、国家の管理下に置かれるマルクのうち、1/3は国有地に転換され、残りの2/3が1806年の共有地分割令にしたがってマルク共同体員の間で分割されることになっていた。こうした事情を、幾つかの事例について見よう。

1) モルベルゲン村 Molbergen, Amt Cloppenburg³⁹⁾

1856年におこなわれたマルク分割に際しておこなわれた土地保有状況調査を表10に示してある。この表10の「旧保有地」とは、1803年より前の時期に農民や小屋住みが持っていた土地である。また「新取得地」とは、1803年以来マルクから新たに取得された土地である。ここで第一に注目すべきは、すでに18世紀から多数の「開墾民」が存在し、しかもその多くはわずかな土地面積しかもたない零細農だったということである。第二に、1803年以降ほとんどの農民、小屋住みがマルクから少しずつ土地を切り取っており、1803年以降新しく入植した者も少なくない。つまり、マルク分割が正式に開始される以前にマルクの土地はその2/3がマルク共同体の「共有部分」、1/3が「国有部分」として区分され、これら両部分において多数の農民、入植民にマルクの土地が分譲されていた。その場合、マルク共同体の構成員である2フーフエ農民 Doppelbauer、完全農民 Vollbauer、半農民 Halbbauer、1/4農民 Viertelbauer および開拓民 Besiedler oder Eigner

の大部分はマルクの「共有部分」から土地を入手した。他方、マルクの「国有部分」から土地を入手しえたのは、2人の1/4農民を除けば、すべて開拓民または新入植民 Neubauer である。したがって、ここでも旧オルデンプルク領と同様に、マルクの「国有地」部分は零細農や土地なし住民のための開墾・入植地として利用されたことが明らかとなる。マルク分割についての詳細な史料は、残念ながら残されていない。

表10 モルベルゲン村における土地保有 (1856年)

階層	氏名	旧保有地面積		新取得地			
		ユック	平方ルーテ	共有部分から		国有部分から	
		ユック	平方ルーテ	ユック	平方ルーテ	ユック	平方ルーテ
2フーフエ農民	G.A. Bothe	677					
完全農民	司祭	206		3	107		
	G.A. Riehmman	204		9	53		
	C. Alber	111		4	66		
	Hemken	189		2	98		
	H. Meyer	274		3	14		
	Hagedorn	320		9	68		
	Hoormann	226		7	82		
半農民	Kinker	140		5	132		
	Abelen	205		4	50		
1/4農民	H. v. Höven	39		7	28		
	A. Budde	24		1	89		
	J. Thecker	15		3	53		
	G. Abelen	19			153		
	B. Decker	20				1	3
	J. Kuper	24					
	H. Bruns	13		2	91	1	40
	G. Lübben	17					
開拓民	J.G.Schmidt	5					
	G.Decker	8		2	144	1	55
	H. Lohmann	13		1	13		
	O.Brinkmann						
	G.Blaus	8				2	120
	G.Hagedorn	16		11	77		
	H. Schumacher			3	14		
	G.Meyer	27		1	87		
	H.Heinrich	4			21		
	H. Stalljem	6		1	4	1	103
	J.A. Bruns	12		3	2	6	29
	G.H.Meyer	6					
	W. Decker	6			92		
	助任司祭	93			14		
	D.Bahlmann	14		1	16	4	105
	J.H.Meyer	3				7	116
	H.Menke	2		2	109		
	M. Meyer	8			31		

	L. Moormann	2			5	62
	G. Bahlmann			83		
	J.H. Hermes	6	1	62	1	111
	J.G. Meyer	6		114		135
	G.H. Ohtendorf	4	7	45	1	128
	G.W. Peek	7		119		128
	J. Tepe	3	1	104		
	H.H. v. Höven	2		137		119
	H. Lange	7		9		
	D.W. Abelen	2		68		
	A. Busse	3		17		50
	J.H. Diekmann	6		30		
	J.B. Meyer	5	1	56		
	B.H. Brinkmann	6	1	92		
	W. Wesselmann	18	4	31		69
	G. Ostermann	6		78		
	C. Decker	1		119		
	G. Moormann			106	3	60
	H. Schrandt		2	5		65
	D. Burrichter	3		50		
	G. Diekmann	2		9		
	J. Thole		2	31		
	H. Heidmann			150	1	79
	J. Meyer			56		60
	A. Deeken	12		133	5	111
	R. Meyer			127		167
	G. Tesken	3	3	37	3	73
	G. Budde	22	3	53		
	B. Möller		2	126		
	J.H. Kipper		5	57	1	65
	G.H. Burrichter			128		
	M. Schwitzner	6	1	126		64
	J.H. Hagedorn	11				
	B.A. Schrandt		3	129		
	J.B.T. Schwitzner	11	68	5		2
	R. v. Höven		1	70	1	21
	J.B. Möller			150		
	P. Meyer	3				
	Zuhöne	9	2	140	2	147
	J.H. Lohmann		2	137		
	J.H. Thole					78
	J.G. Brinkmann	5		135		
	A. Diekmann	2		59		
	S. Köter			149		
	学校		4	28	1	116
新入植民	W. Meyer	5			9	137
	G.H. Ruper				2	
	A.L. Diekmann				7	15
	B. Ortman				7	59
	J.G. Gröneweg				7	139
	J. Weelheis				7	139
	A. Nordenbrock				1	138

資料 : StaO Best. 70-7357. 7358.

2) ベーゼル・オストローエ・マルク Bösel-Ostloher Mark, Amt Friesoythe⁴⁰⁾

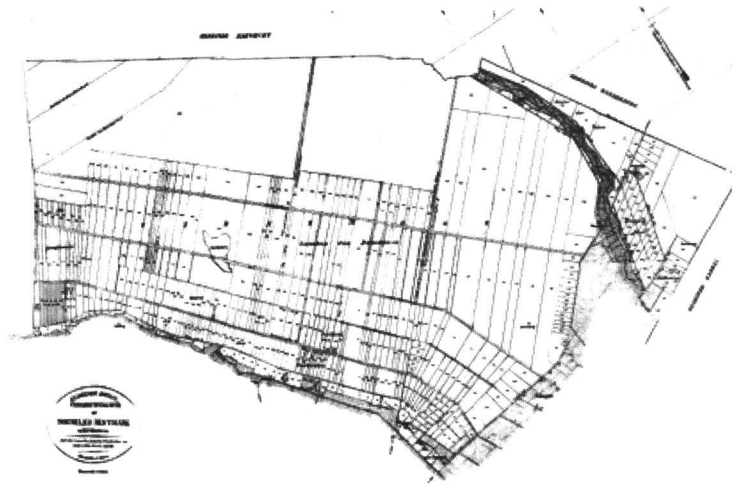
このマルクは、先に見たエーデヴェヒト教区の南に隣接していた。1873年8月14日、ベーゼル、オストローエ両村のマルク共同体員が集まり、マルクの分割が提案され、同年9月9日に4名からなる分割委員会が選ばれた。翌年2月5日に全員集会が開かれ、ここで分割案は87対51の割合で同意を得た。この賛否の割合は共同体員の人数比ではなく、完全農民の権利を1としたとき、半農民の権利は1/2、1/4農民は1/4、1/8農民は1/8という権利を基準として計算したものである。この決議は政府の内務局の許可を得て、1886年までに分割による共同体員間の上地分配が表11のように具体化された。

ここでも、オルデンブルク高燥地と同じように、共同体農民に対する土地補償がおこなわれるとともに、マルクの1/3が国有化され、零細農やホイアーマンに対する小規模区画の分譲がおこなわれた。図8は、ベーゼル・オストローエ・マルクの分割の結果をあらわした土地区画面図である。この図に見られるように、土地区画はきわめて整然とした形態を示し、計画的な土地分配がおこなわれたことを明瞭に物語っている。図のなかで上方に位置する二つの最大区画は未分割地として留保され、その他の大きな区画は一般に完全農民に割り当てられ、細長い小区画は小屋住みや入植民に割り当てられた土地である。図で各農民、入植民に割り当てられた土地区画を示すのはきわめて煩雑なので省略するが、一例を挙げれば、完全農民アウメラーは図8の右端に位置する五角形の大区画ほか2区画を割り当てられた。

表11 ベーゼル・オストローエ・マルクの分割

マルクの面積	国有部分	1,757 ha
	共有部分	3,519 ha
共有部分の内訳	未分割湿原	1,475 ha
	分割費用調達のための土地	33 ha
	Altennoythe 村の牧羊権補償地	46 ha
	Altennoythe 村への湿原補償地	19 ha
	分割される土地	1,945 ha
分割される土地の分配基準	完全農民 9人	各 114 ha 42 a
	半農民 4人	57 ha 21 a
	1/4農民 23人	28 ha 60 a
	1/8農民 2人	14 ha 30 a
国有部分の売却	フリーゾイテの帽子製造工へ	3 ユック
	9人の旧入植民へ	40 ユック
	小入植民へ	各 10-12 ユック
	47人の新入植民へ	各 12 ユック
	入植民 H.H.Femmen へ	12 ユック

図8 分割後のベーゼル・オストローエ・マルクの土地区画



3) ローエ・マルク Loher Mark, Amt Friesoythe⁴¹⁾

1861年の土地台帳によれば、ローエ村の土地所有者は表12のように、完全農民8人、入植民7人、その他2人であり、マルクの面積は4,323ユックだった。ここでは1873年にマルク分割提案がなされ、8人の完全農民がこれに賛成して、分割費用を一部の共有地売却によってまかなうことにした。翌年このローエ・マルクに放牧権を有する隣村ゴードェンスホルト Godensholt の3人が分割に反対したため紛糾したが、彼らの異議は結局斥けられ、1877年にさしあたって分割費用を得るために、14人のゴードェンスホルトの小屋住みに小規模の土地を売却した。1885年の記録によれば、マルクは表4のように分配された。比較的新しく定住した入植民は、マルク分割から排除され、補償地を認められなかった。

ローエ・マルクでも共同体員には全体の2/3、国有地に1/3の土地が割り当てられた。国有地では1887年に蕎麦栽培の借地人募集がおこなわれ、最も高い借地料の入札者35人に対して、0.5haを1単位とし、1-2単位の借地が認められた。借地料は15-82マルクとかなり分散していたが、平均的には40マルク程度だった。借地人の構成は表14のとおりであり、国有地売却と同じように、零細な土地保有者またはホイアーマンが中心をなしていた。さらに、1889年には隣村の7人の入植民に対して土地分譲がおこなわれ、全体で20.75haが945.6マルクで売却された。このように、マルクの国有地部分は借地および分譲地の両形態で提供された。

表12 1861年のローエの土地所有（人）

	0-10	10-20	20-40	40-60	60-100ユック
完全農民			2	4	2
入植民	7				
その他	2				

資料：StaO 246-8 Gem.801.

表13 ローエ・マルクの分割

8人のローエの完全農民	各143-239 ha
6人のHarkenbrügge, Barßelの村民	各 7 ha 以下
Barßelの学校	7 a
Godensholtの放牧権保有者	全体で 81 ha
14人のGodensholtの小屋住みによる購入	各 5 ha 以下
国有地	767 ha
計	2321 ha

表14 ローエ・マルク国有地部分の借地人の構成

1/4小屋住み農	3	入植民	11
1/2小屋住み農	2	大工	2
小屋住み農	6	飲食業等	3
借地農	1	奉公人	1
ホイアーマン	6		

結びにかえて

以上の考察から明らかなように、1806年の共有地分割令以来オルデンプルクの農地開発は大きく進展した。共有地およびマルク分割の成果について、表15および16を見ると、オルデンプルク高燥地の共有地分割は19世紀前半のうちに過半が終了し、ミュンスター高燥地のマルク分割は主に19世紀後半におこなわれたことが確認される。それでもなお多くの湿原が未墾地として残されており、政府は1850年代から新しい開発政策に方向転換していった。これによって、19世紀後半には新しい型の集落である「コロニー」が多数建設されることになるが、「コロニー」建設による農地開発の検討は別の機会に譲りたい。

表15 オルデンプルクの共有地・マルク分割

	1806-1850年			1851-1877年		
	件数	関係者数	面積 (ha)	件数	関係者数	面積 (ha)
共有地	132	5,156	38,032	42	2,668	25,731
マルク	89	5,543	40,047	98	5,598	48,698
計	221	10,699	78,079	140	8,266	74,429

資料：Kollmann, Das Herzogtum Oldenburg, a.a.O., S.137

表16 共有地・マルク分割の地域別進行度

地域区分	行政区	未分割の共有地			
		共有地の数		面積（ユック）	
		1800年	1850年	1800年	1850年
低湿地	Berne	1		198	
	Jever	5		2,050	
	Varel	6	3	6,060	?
オルデンプルク 高燥地	Westerstede	44	7	14,858	1,224
	Rastede	15	1	7,586	378
	Oldenburg	31		21,531	
	Delmenhorst	40	4	16,001	627
	Wildeshausen	38	9	37,374	3,333
	Friesoythe 25	8		35,576	16,535
ミュンスター 高燥地	Kloppenburg	32.5	24	56,886	46,967
	Löningen	31.5	11	47,532	21,539
	Vechta	38	25	32,228	23,806
	Steinfeld	28	12	15,470	7,619
	Damme	30	16	17,000	7,550
	全体	365	120	310,350	129,578

資料：Böse, Das Großherzogthum Oldenburg. a.a.O., S. 704f.

注：

- 1) 拙稿「近代ドイツにおける農地開発」、『一橋論叢』118巻6号、1997年。
- 2) オルデンプルクの政治体制の変化については、A.Eckhard / H. Schmidt (Hrsg.), Geschichte des Landes Oldenburg, Oldenburg 1993. を参照。
- 3) オルデンプルクやオストフリースラントの土壌については、Heinz Voigt und Günter Röschmann, Die Böden Ostfrieslands, in: Ostfriesland im Schutze des Deiches, Bd. 1, Leer 1969. また、オルデンプルクの土地利用の地域区分については、Rosemarie Krämer, Die Bodennutzung im Herzogtum Oldenburg um 1800, in: Geschichte des Landes Oldenburg, a.a.O., S. 969ff.
- 4) Karl Hasel, Forstgeschichte. Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg u. Berlin 1985.
- 5) 湿原の一般的性格については、辻井達一『湿原 成長する大地』、中公新書、1987年。
- 6) August Meitzen, Siedlung und Agrarwesen der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen, Bd.2, Neudruck der Ausgabe Berlin 1895, Aalen 1963.
- 7) F. Swart, Zur friesischen Agrargeschichte, Leipzig 1910. Rudolf Martiny, Hof und Dorf in Altwestfalen. Das westfälische Streusiedlungsproblem. Forschungen zur deutschen Volkskunde, Bd.24, Stuttgart 1924. Carl Baasen, Niedersächsische Siedlungskunde,

- Oldenburg 1930. Hans Riepenhausen, Die bäuerliche Siedlung des Ravensberger Landes bis 1770, Münster 1938. ほかにオルデンプルクの集落について、Richard Gerhard Bremer, Die ländlichen Siedlungstypen des Großherzogtums Oldenburg, Dresden 1923.
- 8) Howard Levi Gray, English Field Systems, Harvard Univ. Press 1915.
 - 9) Martiny, a.a.O., S. 287f.
 - 10) Baasen, a.a.O., S. 36ff.
 - 11) Swart, a.a.O., S. 24.
 - 12) Baasen, Das Oldenburger Ammerland. Eine Einführung in die siedlungsgeschichtlichen Probleme der nordwestdeutschen Landschaft, Oldenburg 1927, S. 148.
 - 13) Robert A. Dodgshon, The Origin of British Field System: an Interpretation, London 1980.
 - 14) 内畑から外畑への開墾による農地拡大の事例は、スウェーデンにも見られる。これについては、塚田秀雄「太陽分割期における制度外農地」、『人文地理学の視圏』、1986年、同「スウェーデンの伝統的農業景観と農用地周柵 — 土地利用と村落機能の表現として —」、『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』41, 1993年。
 - 15) Baasen, a.a.O., S. 149.
 - 16) Gerd Ritter, Die Nachsiedlerschichten im nordwestdeutschen Raum und ihre Bedeutung für Kulturlandschaftsentwicklung, in: Berichte zur Landeskunde, 41. Bd., 1968.
 - 17) 肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質 — 農民屋敷地に焦点をあてて — 東京大学『経済学論集』第57巻4号。また、これとの関連で以下も参照されたい。平井進「19世紀前半ドイツの農民・ホイアリング関係 — 東ヴェストファーレンの分析を中心に —」、『社会経済史学』60-4, 1994年。飯田恭「『均等化』をめぐる村落内紛争 — 18世紀プロイセン王領地アムト・アルト・ルピン（ブランデンブルク州）の事例 —」、『土地制度史学』156, 1997年。
 - 18) Corpus Constitutionum Oldenburgicarum Selectarum, hrsg. von Johann Christoph von Oetken, Oldenburg o.J., S.53.
 - 19) Ebd. S. 50.
 - 20) Eckhard Seeber, Die Oldenburger Bauernbriefe. Untersuchungen zur bäuerlichen Selbstverwaltung in der Grafschaft Oldenburg von 1580 bis 1810, Oldenburg 1975, S. 81.
 - 21) Niedersächsisches Staatsarchiv Oldenburg (以下StaOと略記) Best.70-7454.
 - 22) StaO Best. 70-7448.
 - 23) StaO Best. 70-7457, 7458.
 - 24) Verzeichniß und summarischer Inhalt der in dem Großherzogthum Oldenburg vom 1. Sept. 1775 bis zum 31. Decb. 1793 ergangenen Verordnungen, Recercripte und Resolutionen, Oldenburg 1794, S.75ff.
 - 25) StaO Best. 70-7338

- 26) StaO Best. 70-7339
- 27) 耕地整理については、Paul Kollmann, Das Herzogtum Oldenburg in seiner wirtschaftlichen Entwicklung während der letzten 25 Jahre, Oldenburg 1878, S.138. Fritz Diekmann, Über die Auflockerung der Ortslage bei Verkoppelungen und neuere Aussiedlungsmaßnahmen in Oldenburg, in: 100 Jahre Verkoppelung—Flurbereinigung in Oldenburg, hrsg. v. Kulturamt Oldenburg 1958.
- 28) Verzeichniß und summarischer Inhalt der in dem Großherzogthum Oldenburg vom 1. Jan. 1802 bis zum 8. März 1811 ergangenen Verordnungen, Recercripte und Resolutionen, Oldenburg, a.a.O., 1826, S.286ff.
- 29) Gesetzsammlung für das Großherzogtum Oldenburg. 4. Bd. 1819-21, 1822.
- 30) 旧ミュンスター領の農村事情については、Christoph Reinders, Grundherren, Bauern und Heuerlinge. Aspekte von Herrschaftsverhältnissen im Niederstift Münster im 18. und beginnenden 19. Jahrhundert, in: Oldenburger Jahrbuch, Bd.90, 1990.
- 31) StaO Best. 70-7336.
- 32) StaO Best. 70-7448.
- 33) StaO Best. 70-7454.
- 34) StaO Best. 70-7462, 7463.
- 35) StaO Best. 70-7457, 7458.
- 36) StaO Best. 70-7337.
- 37) Alfred Hugenberg, Innere Colonisation im Nordwesten Deutschlands, Strassburg 1891, S. 49.
- 38) StaO Best. 136-16583.
- 39) StaO Best. 70-7357, 7358.
- 40) StaO Best. 136-16567, 16568, 16569.
- 41) StaO Best. 136-16584, 16585, 16586.

(ふじた こういちろう 橋大学経済学部教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 39*

発行所 東京都国立市中 2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1998年3月31日

印刷所 岐阜市三輪プリントピア 3

株式会社コムラ

